

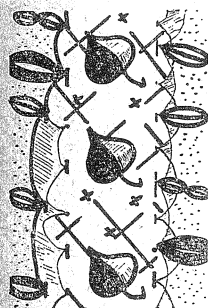
文部時報

第 1179 号

昭和 50 年 8 月

日本人と文化財	坂本 太郎	2
▷座談会◁		
文化財保護の回顧と展望		9
(出席者) 米沢 嘉圃・関野 克・児玉 幸多		
浦山 政雄・(司会)吉久 勝美		
集落町並み保存の意義と現状	関口 欣也	24
これからの民俗芸能の保存	三隅 治雄	31
埋蔵文化財の調査をめぐる技術的諸問題	横山 浩一	38
古文書の保存とその意義	赤松 俊秀	45
<解説>		
文化財保護法の改正	文化庁文化財保護部管理課	51
<資料>		
国・地方公共団体指定文化財件数一覧		
	文化庁文化財保護部管理課	57
市(区)町村文化財保護条例制定数		
	文化庁文化財保護部管理課	63
<現地ルポ>		
古京へのいざない	小泉 俊夫	64
国立劇場での歌舞伎、文楽の伝承者養成制度	水落 潔	67
~~~~~		
〔文部省の窓〕		
教育費の父兄負担率、引き続き低下	大臣官房調査統計課	72
教育課程の改善、課題別審議に入る		
	初等中等教育局小学校教育課	74
昭和50年度科学研究費補助金の配分結果の概要について		
	学術国際局研究助成課	76
~~~~~		
〔随想〕		
中国の文化財保護	井上 靖	78
〔国立青年の家紹介⑩〕		
国立淡路青年の家	萩原 重幸	81
〔連載第35回〕		
人物を中心とした文化郷土史—愛知県—	岡田 英雄	85
~~~~~		
文部省重要通達一覧		95

表紙 奥野 弘      カット 須貝夫早子



## 国立劇場での 歌舞伎、文楽の伝承者養成制度

— 水 落 潔 —

国立劇場の事務所は、劇場というより官庁のような印象のところだが、その一角から、下座唄の音が響いてくる。そこは第七教室。国立劇場が養成している歌舞伎研修生の実技勉強の場である。分厚い鉄の扉をあけると、すぐ板の間、一段高くなって稽古舞台が組まれている。中にいるのは十人の研修生。彼らの手をとって演技のいろはを教えているのは中村又五郎であった。実技勉強に選ばれた演目は「引窓」。歌舞伎の代表的な丸本物世話狂言である。場面は、ちょうど二人侍を連れて主人公の南与兵衛が帰宅したところであった。南与兵衛は八幡の里の町人だが、父十次兵衛は代官所から十手を預った武士だった。いまでも与兵衛は代官所からお召しを受け、何事ならむ、といってみると、父同様に武士に取りたてるといってお達し。初仕事は武士殺しの犯人の探索で、それにかかわる二人侍を伴って帰宅したところなのである。

与兵衛は武士の姿で登場するが、いわはなり立ての武士、さっきまでは町人だったので演技にもそれを示さねばならない。

「肩を張ると侍になるんだよ」と又五郎がその恰好（かっこう）をしてみせる。

「こうやると——」、用意の手拭（てぬぐ）いを小道具に前かがみになってみせ

「町人になるんだよ。役者はその二つを巧くつかいわけて、与兵衛の町人のような武士の感じをみせるんだ。わかったネ」

十人の研修生は一樣にうなづく。十人とも藍の稽古着（けいこぎ）か浴衣に角帯。長髪はゼロ。町でみかける若者とは一味違った感じである。

又五郎はついで二人侍の演技にふれ、与兵衛の女房お早、母、と何人もの役を次々に自分で演じてみせる。せりふのしゃべり方、動き、その時の心持の説明、なにからなにまで細かく説きあかしながら授業は進む。それが一段落すると、

「さあ、やってみよう」

あらかじめ指名された役に従って研修生たちは教わった通りを演じていく。又五郎はじっと眺めながら、

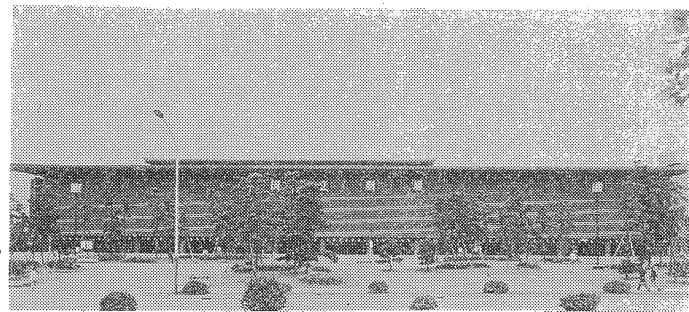
「そこは違う」「もっと肩を落として」「左を見ながらせりふをいう」と、こまかいダメを出していく。——この講義が朝十時半からはじまって一時間半、一時間の休憩があって午後はまたがりりと変わって田中伝左衛門による鳴物（下座音楽、歌舞伎囃子）の授業があり、そのあと坂東八重之助による立まわりの勉強がある。

このようにして二年間、研修生たちは、歌舞伎のいろはから教えられ、歌舞伎界へ送りこまれていくのである。

* * *

歌舞伎俳優研修生——この制度ができたのは昭和四十五年からである。国立劇場は、その創設当時から、事業の一つの柱に歌舞伎俳優の養成をあげていた。しかし、開場当初は、養成にまで手が届かず、そのための予算措置もなく、発足が遅れたのである。

この養成事業の目的ははっきりしている。明日の歌舞伎俳優を育てることである。目的ははっきりしているが、それならどうすればいいのか、となると簡単ではない。一つは、国立劇場が専属劇団を



国立劇場

持っていないということだ。これがあれば、養成した俳優を所属劇団に組みこめばいい。が、それができない。もう一つは、歌舞伎の世界が閉ざされた社会だということだ。

歌舞伎俳優と一般の人と見分けがつかなくなってきたというものの、それは俳優が一般人化したというところで、素人の人間が、数年間の研修を受けただけで、歌舞伎俳優として認められるかどうかは保証の限りではない。養成事業が、劇場開設時より大幅に遅れたのは、そうした理由にもよる。しかし、一方では、歌舞伎界はその後継者を欲している。素人がすぐに歌舞伎俳優になれないということは歌舞伎俳優の養成には時間がかかるということだ。さてとってから縄をなっていたのでは手遅れなのである。かくして、昭和四十

五年から歌舞伎俳優の養成が具体的にはじまった。

研修生は公募する。研修期間は一応二年とする。研修終了後の扱いは今後慎重に考慮する——発足当時は、こういうことだった。

第一期生の応募者は二十人位だったと思う。その中から十人が選ばれ、二年間の研修に入った。第一期生が修了する間際になって、修了者は伝統歌舞伎保存会と劇場の話し合いで、第一線俳優のもと



研修生をこけいの踊り

に内弟子として入門することになった。実際に入門したのは、もっと遅くなったが、これで研修生たちの進路は決定したわけだ。

歌舞伎に続いて、文楽の研修生制度も昭和四十七年にスタートした。現在、歌舞伎は第三期生、文楽は第二期生が、研修を受け、国立劇場は四千五百万円の予算をそのために組ん

でいる。国立劇場の養成事業は、軌道にのって走りはじめたことになる。

* * *

外国では国家が芸能のために金を出し、後継者の養成に力をつけている例は珍しくない。が、日本では、この国立劇場の組織がはじめてで、唯一のものではなからうか。これは歴代の政府が、そんなことに関心を持たなかったせいもあるが、もう一つは、日本の芸能が非常に閉鎖的な社会だったことにも理由がある。歌舞伎に限らず、能楽にしろ、茶道華道に至るまで、日本の芸能（広い意味での）は、家という意識が強く、家伝という形で芸が伝承されてきた。家元制度というのはその象徴である。従って、パブリックな形で、なにかをするということはまことに困難だったのである。例えば、女形の演技術一つにしてもその技術を分析して伝承することとはせず、後継者は内弟子、あるいは子弟として、先輩や親と起居を共にし、その生活の中で芸を体得することを旨とした。今日でも、その姿勢は変わっていない。

国立劇場の養成事業にもう一つの意義をつけ加えるとすれば、それは、そうした従来の伝承の型式を打ち破ったことであろう。

歌舞伎俳優の研修生の場合、彼らは二年間につきのような授業をうける。

歌舞伎実技三六八回、立回り一四〇回、とんぼ五一回、化粧法三二回、衣裳一三回、かつら三回、下座音楽二四回、楽屋実習八回、

義太夫二二九回、日本舞踊二九七回、長唄・三味線二八一回、鳴物  
一三四回、箏曲三八回、作法二二回、発声三九回、謡義七七回、そ  
の他五二回、計一七九五回（第二期生の実績）となる。

その内容のいかに多岐にわたっていることか。しかも、それぞれの  
講師が、斯界の第一人者、それに準ずる人たちである。歌舞伎実  
技は又五郎のほか羽左衛門、梅幸など、長唄は杵屋六左衛門、鳴物  
は田中伝左衛門、立まわりは坂東八重之助、義太夫は鶴沢重造とい  
ったメンバーが並ぶ。

従来の伝承の型式からいうならば、研修生はその一人一人に入門  
して、師弟関係の中で技術を修得していかなければならないが、ここ  
ではもっとオープンで、ある意味ではクルーな関係で勉強を続けるこ  
とができる。

しかも月謝は月に千円。それも財団法人清栄会から、研修生に対  
して月に一万円の補助金がでているので、研修生は逆に研修を受け  
ながら毎月九千円の小遣いを貰っている勘定になる。これだけ恵ま  
れた「芸能学校」は、例をみない。

文楽の場合も同様だ。これまで文楽で生きようと思った人は、人  
形遣い、太夫、三味線のうちの一分野の誰かに入門しなければなら  
ぬ。つまり内弟子である。そして師匠の私用を果たしながら技芸を  
身体で覚えていく。人形遣いになるにしても当然、太夫、三味線の  
知識がいるが、そのためには、個人的なルートを通じて勉強しなけ  
ればならない。ところが、研修生の場合は、いながらにして三業の

舞伎研修生に語りかけてみた。

なぜ研修生になったか、研修後どうするつもりなのか？

第一期生の場合は、同じ質問に大半が「なにがなんでも歌舞伎役  
者になる」と答えたが、第三期生になるとちょっとニュアンスが違  
ってくる。一口にいうと、歌舞伎というものの執着心が薄いので  
ある。ある一人は、

「できれば歌舞伎俳優になりたい」といった。もう一人は、

「俳優になりたい」といった。もう一人は、

「わからない」と答えた。

これは彼らの年齢とも関係がある。第三期生は二十六歳が三人、  
二十四歳が三人、二十三歳が一人、二十歳以下は二人に過ぎない。  
職歴も多様で、二人はサラリーマンからの転向組、つまり脱サラで  
ある。好きで転向したというものの、好きだからなんでもやるとい  
うほど無邪気にもなりきれないのである。

文楽のほうは八人採用したが、すでに二人がやめてしまった。一  
人は外語大卒で、文楽の三味線弾きになりたかったのだが、結局、  
語学を生かして貿易会社勤めることにしたのだという。

これをやる気がないというのは酷であろう。

やる気はあっても、やり通せるかどうか、その不安感が二期生、  
三期生と数を重ねるごとに大きくなってきている。二年に一度、研  
修生を公募するというシステムが続くかぎり、この現象は避けられ  
ないだろう。そうそう文楽や歌舞伎に一生を賭ける人間がいるわけ  
はない。

数は揃っても、その質や意欲はどうか、ということが新しい問題

知識と実習ができるわけだ。日本の伝承の型式からいうと、型破り  
な制度である。

* * *

昭和四十五年にこの研修制度が発足した時、一体誰が応募するの  
だろうということが話題になった。制度も斬新、内容も一流、単  
なる芸能学校と考えるなら、これほど充実した場所はない。ただ、こ  
の研修制度に泣きどころがあるとすれば、それは将来の保証がない  
ことであった。

しかし、一期生の場合は、歌舞伎、文楽ともかなりの応募者があ  
った。歌舞伎が大好き、文楽で生きたい——そういう若者が十人や  
そこいらはいたのである。年齢も若かった。応募資格の一つに、原  
則として満二十歳未満とあったが、第一期生というなら、歌舞伎は  
二十四歳が一人では全員二十歳以下だった。文楽のほうも事情は  
似ている。

彼らはまず歌舞伎、文楽が好きで、そのためにこの研修生に応募  
したのであった。

歌舞伎の場合、十人が研修を修了し、それぞれ大幹部のもとに入  
門したが、今日その内の九人が俳優生活が続けている。文楽も第一  
期生は、技芸員見習として文楽協会に所属しているが、全員元気で  
勉強している。

だが、二期、三期生となるにつれ、事情が変わってきた。

わたしは、朝の研修を終え、昼休みの休憩をしている何人かの歌

になってきたのである。

しかし、歌舞伎、文楽の伝承が必要で、後継者の養成が急務であ  
る限り、斯界がこの研修生制度にける期待は大きい。俳優だけで  
なく、歌舞伎でいえばチンポ、囃子方の養成もさげばれている。

古典芸能は身体で一つ一つ技術を修得していった、はじめて一人  
前になる。結果がでるのには長い年月がいる。

この研修制度が満点ではないにしても、また彼らを受け入れる世  
界が万全でないにしても、こうした試みは続けられなければならない  
い。

「目の前の生活を問題にするなら、研修生は不安でいっぱいだろう  
と思います。しかし、長い目でみれば希望の持てる世界だと思いま  
す。また、そうでなければいけないと思いますよ」と又五郎はい  
う。

最初三味線の持ち方も知らなかった文楽の研修生たちが、二年  
間の研修修了時には、太棹の音色を出せるようになった。現に、ま  
だ研修一年の歌舞伎三期生にして、道ですれ違う若者たちとは一味  
ちがった雰囲気を感じている。

この研修制度の問題点をあげつらうことは易しい。また、改善さ  
れねばならぬ点も多からう。が、早急に結論めいたことを出すのは  
つつしみたい。

研修制度はまだ緒についたばかりなのである。

（演劇評論家）

〔特集・教育と広報〕 これからの教育 〔座談会〕 教育と広報 （出席者） 辻村 明・橋本 晃和・若山 金一 峯島 実・（司会）鈴木 勲	永井 道雄
政府広報の現状と若干の問題 教育と広報 石川県の広報広聴活動について 〔解説〕 文教私書箱 ——その新しい役割	橋本 豊 大石 修而 寺口 修二 稲垣 守
〔資料〕 教育改革連絡協議会の概要 〔現地ルポ〕 町づくり人づくりを進める広報活動 〔紹介〕 国際婦人年世界会議の概要	大臣官房企画室 三好 昭弘 志熊 敦子

◇本誌では、芸術・文化関係の特集記事で、文化の日になみ十一月号で組むことを恒例としてきた。今年には、文化財保護法が昭和二十五年に制定されてからちょうど二十五年目にあたると。あわせて、第七十五回通常国会では文化財保護法の一部改正を見た。そこで十一月号とは別に本号で「文化財の保護」という問題に焦点を絞り、これを考えることにした。

◇先の国会では、難行する他法案をよそに文化財保護法の改正案は超党派による賛成を得て成立した。祖先の残してくれた文化財を保護することは国民ひとりひとりの「心の糧」を保護することである。そして民族共有の財産を後世に伝えるということとは、現代人の義務であるとも言ってもよいだろう。

◇好評連載の「国立青年の家」紹介も、いよいよ来月号が最終回。最後を飾るのは飛騨高山から、開設準備に忙しい「国立栗藪青年の家」を紹介する。そして「人物を中心とした文化郷土史」は山梨県を訪れる。

◇満員電車から解放されると、虎ノ門駅のホームでは、大きなクーラーが出迎えてくれる。涼しい心づかいのうれしい季節。猛暑のおり、読者の皆様には御自愛のほどを。

MEJ 5179 月刊 「文部時報」 8月号 第1179号

著作権  
所有

文 部 省

昭和50年8月5日 印刷  
昭和50年8月10日 発行

発行所 株式会社ぎょうせい  
本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号  
（郵便番号 104）  
（営業所） 東京都新宿区西五軒町52番地  
（郵便番号 162）  
電話 東京（268）2141（代表）  
振替口座 東京 161番  
印刷所 株式会社 行政学会印刷所

定価 180円 （〒20円）  
年間購読料 2160円 （〒共）

* ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます  
* なお、購読の申し込みは、直接営業所またはよりの書店をお願いします